

○宮代町立小中学校の適正配置及び通学区域の編成等に関する審議会条例

平成24年12月17日

条例第21号

(設置)

第1条 町立小中学校の適正配置及び通学区域の編成等を審議するため、宮代町立小中学校の適正配置及び通学区域の編成等に関する審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 町立小中学校の新設、統合、廃止等による適正配置に関すること。
- (2) 前号又は特別な事情による通学区域の新設、再編又は見直しに関すること。
- (3) 前2号の事項に関連して教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 町立小中学校のPTAの代表
- (2) 自治会等の代表
- (3) 町立小中学校長
- (4) 識見を有する者
- (5) 公募による市民（宮代町市民参加条例（平成15年宮代町条例第29号）第2条第1号アからウまでに掲げる者をいう。）

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 公職にある委員の任期は、その在任中とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(宮代町立学校新設に伴う各学校の通学区域の編成等審議会条例の廃止)
- 2 宮代町立学校新設に伴う各学校の通学区域の編成等審議会条例（昭和54年宮代町条例第7号）は、廃止する。

宮代町立小中学校の適正配置及び通学区域の編成等に関する審議会

(条例規定及び50音順)

区 分		氏 名	備 考
1	PTA 代表	1号委員 ノグチ マサヒロ 野口 昌宏	須賀小学校PTA
2		1号委員 マツモト シュンコ 松本 順子	百間小学校PTA
3		1号委員 ウエノ マサコ 上野 雅子	東小学校PTA
4		1号委員 ヒルマ カズヒコ 蛭間 和彦	笠原小学校PTA
5		1号委員 スズキ ヤスヒロ 鈴木 保弘	須賀中学校PTA
6		1号委員 イイヤマ トモミ 飯山 知美	百間中学校PTA
7		1号委員 ヒライ ノリコ 平井 紀子	前原中学校PTA
8	自治会等 の代表	2号委員 カラサワ ショウイチ 唐沢 捷一	駅西口地区連絡会
9		2号委員 タカヤナギ ヒデオ 高柳 英雄	古利根地区連絡会
10		2号委員 ヤマウチ ヤスコ 山内 靖子	姫宮地区連絡会
11		2号委員 ヤマダ ノブオ 山田 信夫	須賀地区連絡会
12	小中学校長	3号委員 オオツカ タケシ 大塚 健嗣	笠原小学校長
13		3号委員 コグレ シゲル 小暮 滋	前原中学校長
14	識見を 有する者	4号委員 ウエダ サトル 上田 悟	元 小学校長
15		4号委員 フナバシ ショウイチ 船橋 昭一	元 教育委員長
16		4号委員 ワイダ セツコ 和井田 節子	共栄大学教育学部教授
17	公 募	5号委員 タカダ ユウジ 高田 祐司	
18		5号委員 ツルミ ショウジ 鶴見 城二	
19		5号委員 ミヤベ タツオ 宮部 達夫	